

# 西真寺通信

令和六年秋号 発行 西真寺

## ●「家族の個人化と制度」

近代以降、家族のあり方は変化し、晩婚化や未婚化、少子化に高齢化、離婚に再婚の増加等、多様化しています。

家族の多様化による人口の構造の変化に対し、現状の社会保障が対応できていない為、社会保障の網から零れ落ちる現象がおきています。

現在の法制度は、性別役割制度の家族を基本に制定されています。これを前提としない、家族の形態をとらない、とれないひとり親世帯や単身世帯、高齢者夫婦世帯に対応できていない制度上の問題があります。

例えば、高齢者の一人暮らしで認知症の症状があっても誰も気づ

かないうちに、認知症が進行してしまい、孤立死に至るケースが多発しています。

地方財政が高齢者介護対策の予算で圧迫され、人材不足から介護認定される前に取り残される孤立の事例は、あとを絶ちません。

「家族の個人化」とは、家族の規範に縛られずに個人による選択の可能性拡大の増大を特徴とする考えです。結婚の自由、子どもを産む、生まない自由、女性の結婚・出産後の就業の自由、子育ての自由、介護の自由などと、どれをとっても性別役割制度からの脱却が関連しています。

しかし、自由は拡大しても制度自体は、旧態依然で家族を基本にして制度化されている為、支援から

外れるひとが増える訳です。そして、「家族の個人化」が進むと「家族の格差」が生まれます。

それは、家族の規範的な抑圧から解放される代わりに家族の支援からも外れることになるからです。しかし、家族の枠から解放されることを望み、結婚しない選択から独身となり、孤独になることが悪いことではありません。孤立に対する国の支援の不備自体に問題があると思います。

今年五月七日付けの朝日新聞一面に「身寄りなき老後 国が支援制度 日常生活から死後対応まで」とありますが、現実には、ソーシャルサポートネットワークに委託する方法しかないのが現状です。

「家族の個人化」に対応した現状制度が、「成年後見制度」です。しかし、**後見人は、病院や介護施設への入院入所に必要な医療同意、身元保証、身元引受、葬儀、火葬、納骨**が出来ません。制度上可能なのは、

生前の財産管理と身上保護、介護保険契約、不動産処分だけです。但し、死後事務委託についてはソーシャルサポートネットワークである司法書士や行政書士で対応できます。

死後事務には、納骨や埋葬についても含まれます。引き取り先のない場合は、**墓理法第九条(墓地、埋葬等に関する法律)**に「死体の埋葬又は火葬を行うものがないときは又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これをおこなわなければならない」とあります。しかし、行政によつては、埋葬する永代供養墓が無い為、火葬のみ、引き取り無しとして処理する場合がほとんどです。

生きている間だけの支援と死後事務は、表裏一体であり、見逃すことのできない人間のいのちをどう扱うかの責任の問題であることを、決して軽く見てはならないと思います。私自身市民後見人として、家庭裁判所に登録しておりますが、被後見人の権利擁護支援を適切に行うソーシャルサポートネットワークの整備が進んでいないのが現状です。

(4頁に続く)

## 「天国」にまつわる現代社会における「情報」と民間伝承

現代社会において「天国」という言葉があります。宗教によって死後の世界の表現は異なりますが、「天国」自体は、キリスト教の死後の概念です。日本人は、仏教徒が中心であるにもかかわらず、日本人の多くが「天国」という言葉を使うようになったのはなぜでしょうか。ここでは、現代社会における「天国」に関する「情報」が、民間伝承にどのような影響を与えていたかについて、考えます。

日本人が「天国」という言葉を使う場合、キリスト教の概念とは捉えていないことは確かです。日本人が「天国」という言葉を使うのは、神仏習合であるからでしょうか。確かに仏教でも天が住む国という捉え方に仏教でも天が住む国という捉え方をすると、六道輪廻の地獄、餓鬼、畜生、天、人、阿修羅の天を示しています。これらはインドの神様を表し、あくまでも迷いのうちのひとつであって、仏を守護する立場に他なり

ません。仏教では、救われる世界は浄土なのです。

インドの神信仰である、七福神や帝釈天、弁財天などは有名ですが、一般的に「天国」を日本人が示した場合、神道の「天国」になるのでしょうか。しかし、神道には天国は無く、死後の世界は、黄泉国・常闇の国・根の国であり、穢れの世界を示し、キリスト教とも仏教とも異なることが分かります。

現代社会で使われている「天国」にまつわる「情報」による民間伝承に対し、本来の意味との間には相違な齟齬があることは確かなのです。

先日、「浄土」というテーマで浄土真宗のご門徒と話し合い講座がありました。団塊の世代が中心でしたが、ほとんどの人が「浄土」より「天国」の名称の方に馴染みがあり、「浄土」という言葉は一般的ではないという意見でした。ご門徒でありながら、「浄土」に関心が薄いのです。しかし、その「天国」の概念は「浄土」に近く、神道の穢れの世

界に対する意識は、あまり無かったに独立した概念になっていることもが理解できました。おそらくこの映画の前から日本版「天国」という観念が生まれていて、映画で一般大衆化され、テレビを通じて民間伝承されたと考えられるのです。

私は修行中、ご門徒の命日の仏壇参りを二十年間続けていました。八十歳後半や九十歳前半の方が仏壇参りの接待役でした。その年代の方々は、「天国」という言葉よりも「極楽」や「浄土」という言葉を使っていたのです。その為、今回の団塊の世代中心の方々と世界であり、「浄土」という観念も強く影響していたと思います。現在の七十歳代と二十年前からの八十歳代と九十歳代とは、親子の世代程の違いがあるか後に共通しているのは、「天国」でしよう。この世代間の差異にや「浄土」は縁起が悪く、あまおける「情報」の違いにあるのは、テレビや映画という媒体にあると仮定できます。

映画「天国と地獄」の時代前は、親子の世代程の違いがあるか後に共通しているのは、「天国」でしよう。この世代間の差異にや「浄土」は縁起が悪く、あまおける「情報」の違いにあるのは、テレビや映画という媒体にあると仮定できます。

死を忌み嫌うという観念は黒沢明監督の作品で「天国と地獄」という作品があります。昭和三十三年の作品ですが、キリスト教の「天国」とは全く異なり、この時代で既に「天国」という言葉に塩をまいて、故人を悪霊に仕

が一般的に使用されていたことが立てるほど、死を「穢れ」と感確認できます。この作品の中で描じているのは、神道にある死後かかれている内容から、宗教から既の概念そのものです。

そもそも死を忌み嫌うという概念は、いつから始まった概念なのでしょう。古代に遡ると日本の律令制度は、隋や唐からの「貴・賤」という身分制度を下敷きにして、それが沖浦和光によって指摘されています。

もう一つの流れは、インドのカースト制であり、ヒンドゥー教の「浄・穢」に基づくカースト制度の思想です。沖浦は「古代の身分制度を思想的に根拠づけていた身分観念は、すでに述べたように天皇制にもとづく(貴・賤)観でした。ところが、中世に入る頃から、別の思想体系に属する新しい身分差別観念である(浄・穢)観がこの列島に入ってきたのです」と論じています。

沖浦は、「天皇」を中心にした身分差別制度の(貴・賤)観が律令制度の根幹であるとし、天に在る最高神の皇祖から天命を受けた「天孫降臨」という万世一系神話が「現人神」による絶対的な統治方式に至ったと指摘しています。

天皇の天は、死後の「天国」と結びつかなかったようですが、聖なるものと「穢れ」の二分する身分観念を定着させ、影響を与えたことは否定できないと思います。

ここまでの「天国」の「情報」にまつわる民間伝承を整理してみます。

第一に「天国」という民間伝承は、キリスト教の思想とは無関係であり、単なる死後の世界を示していること。

第二に、仏教の死後は、「浄土」であり、仏教思想での「天国」は、救われる世界ではなく、迷いの世界を示していること。

第三に、「天国」という概念は、神道の思想にはないが、神道の死後世界は「穢れ」を意味している為、死を忌み嫌う傾向があること。

第四に、現代社会で使われている「天国」という概念は、テレビや映画というメディアを通してあ

いまいな概念として伝承されたこと。そして、日本国家を統治する側の神話化のための「穢れ」というイデオロギーに支配されていたので

第五に死後の「穢れ」いう概念には、天皇が支配する身分差別観念にある(浄・穢)観念のイデオロギーという社会背景がはたらいっていること。

先され、古代より現代社会に至る迄、我々日本人の死生観に影響を与えていたのです。

「天国」に関する「情報」がどう

であれ、自分とは無関係のことは排除したいという感情に色付けされた心の渦となつて受容しています。この心の渦が、民間伝承を守り維持してきた根本意識です。排除することが歴史的な過程から離脱して独りで安心を得ようとする行為自体、人間の防衛本能の深さを知る機会になるはずでした。その根本意識は、自覚の無いままに死を迎える過程を形成し、現代社会に通じる民間伝承の本質に成りすまし、現在もはたらいているのだと考えられます。「情報」自体は、民間伝承に影響をもち、現代社会における「虚偽意識」によって支配され、歪められた「情報」に影響を受けながら集团的意識として維持されてきたのです。その「情報」とは、宗教の死後の概念が混同された偽情報に基づくイメージ像に過ぎません。そ

(終わり)

## ●死後事務の課題と今後

二〇二〇年の国税調査では、単独世帯は三十八%、二〇五〇年には、全体の四十四%になる見込みです。

死後事務に関しては、たとえ後見人が居ても居なくても誰かに依頼しなければならぬ問題です。家族がいても疎遠である場合や、事実婚の配偶者などは、生前に死後事務委任契約を結んだ方が安心です。いずれにしても、相続人以外に死後事務を頼む場合は、死後事務委任契約を結んでおかなければ、相続人と揉めることになるということです。

葬儀社に事前相談して、生前に葬儀を依頼することも死後事務の一部にはなりますが、専門性に乏しく、結果的には士業（行政書士・司法書士・弁護士）に相続の手続きとつしよに頼むことになります。

私は現在、大学で地域福祉マネジメントを学んでいます。大学院では、終末期ケアを中心に学び、

五泉のホスピスで、ボランティアを实践していました。しかし、村上にはホスピス自体が無く、ニーズさえありません。

しかし村上には、福祉関連のニーズが多くあります。村上で高齢化社会、とりわけ身寄りのない人に対する支援やケアの重要性に気づきました。そして、実際に福祉の現場で働いている人たちが多く、徐々に関りも増えてきました。

これまで市民後見人の養成講座に参加したり、生活支援講座に参加したりしてきました。寺役をしながら、福祉を学び、火葬を請け負う毎日を過ごす過程で、虚しさを感じる葬儀に遭遇します。

「福祉葬」という名の葬儀があります。行政の福祉課の方が最後に火葬の見送りにくる場合もあります。しかし、ほとんどが、市から委託された葬儀会社が直葬して、火葬するだけになります。

「福祉葬」は、人のいのちを物として扱い、処分する行為に思えてなりません。ほとんどが、身寄りの

ない孤立死です。私には、合掌して、収骨するお手伝いしかできません。行政は、時間もお金もかけられない。その中で、寺院として、僧侶として出来ることがあるはずだと日々思慮していました。

葬儀の簡略化で最も残念なこととは、一時的な金銭負担を避ける意味で葬儀をやり過ぎ、「人間のいのち」そのものを他人事として軽く扱う手段に変えてしまうことです。

身寄りのない人にも身寄りのある人にも同じ葬儀をする権利があるにもかかわらず、「家族の個人化」による「家族格差」が、ここでも生まれているのです。

先日、ご門徒である星野さんの紹介で、「寺院葬」をする機会がありました。様々な事情があつて、死後事務委託をされた方の遺体を当寺院で引き取り、安置して出棺、火葬、「寺院葬」を執り行いました。

死後事務をしてくれた星野さん

んと故人の相続人のみがお参りしてくれました。

身寄りのある人と変わらない葬儀が出来たことで、相続人も、死後事務委託を請け負った星野さんも、私も同じ心を共有できました。

それは「決して見捨てない心」という「み仏の心」が、そうさせていたのだと思います。それはまた、「決して後悔しない心のこもった葬儀」でもありました。

星野さんは、海田司法書士事務所から独立して「安心相続」という会社を8月に設立します。（市役所隣）（株）「安心相続」は、死後事務委任契約はもちろんのこと、任意後見や生活支援、身元保証、遺言書作成、遺品整理、相続手続き等の相談もできる場を提供します。

私も遺体安置から「寺院葬」、火葬、納骨等のお手伝いをさせていただくことになりました。ひとりでも安心して生き、死んで往ける地域社会の為に、お寺の役割を常に問い続けたいと思います。